

諮問庁：総務大臣

諮問日：令和6年10月31日（令和6年（行個）諮問第190号）

答申日：令和8年10月23日（令和8年度（行個）答申第196号）

事件名：職員調書DB等に記録された本人の保有個人情報の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者本人の職員調書DB及び人事管理事務情報DB」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年6月7日付け四通総第53号により四国総合通信局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、全部開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

一部不開示とされた部分につき、以下に記載する理由からその取消しと開示を求める。

第一に、判例は、申請に対する理由付記の不備による違法は、処分自体の取消し事由となり得るとしている。（（1）及び（2）において詳述。）

第二に、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）は、公務員の氏名は原則として公にすることとしている。（（3）において詳述。）

第三に、（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号））（原文ママ）（以下、第2の2において「法」という。）14条2号柱書及び7号柱書における「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、また「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。（宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説」第6版 p503）なお、法では両号とも「開示することにより」と規定されているところ、本件処分の不開示とする理由中では「公にすることにより」

と記載されており、法の適用を誤っている可能性も否定できない。

(1) 申請に対する理由付記の不備による違法（行政手続法 8 条 1 項本文）

「一般に、法規が行政処分に理由を付すべきものとしている場合において、その趣旨とするところは、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えることにあるものと解されるが（最高裁判所昭和 38 年 5 月 31 日第 2 小法廷判決民集 17 卷 4 号 617 頁参照）、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に、申請者に対し当該処分の理由を示すべき旨を規定する行政手続法 8 条 1 項も、これと同一の趣旨に出たものと解するのが相当である。このような理由提示制度の趣旨にかんがみれば、許認可等の申請を拒否する処分に付すべき理由としては、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないというべきである。そして、当該処分が行政手続法 5 条の審査基準を適用した結果であって、審査基準を公にすることに特別の行政上の支障がない場合には、当該処分に付すべき理由は、いかなる事実関係についていかなる審査基準を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうる程度に記載することを要すると解される。」（東京高裁・平成 13 年 6 月 14 日）

(2) 不利益処分に対する理由付記の不備による違法（行政手続法 14 条 1 項本文）

「行政手続法 14 条 1 項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。」（最判・平成 23 年 6 月 7 日）

「今日では、許認可申請に対する拒否処分や不利益処分をなすに当たり、理由の付記を必要とする旨の判例法理が形成されているといえる（この判例法理の適用は、税法事件に限られるものではない。）。そして、学説は、この判例法理を一般に以下のとおり整理し、多数説はそれを支持している。その法理は、平成 5 年に行政手続法が制定された後も基本的には妥当すると解されている。

① 不利益処分に理由付記を要するのは、処分庁の判断の慎重、合理性

を担保して、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることにより、相手方の不服申立てに便宜を与えることにある。その理由の記載を書く場合には、実体法上その処分の適法性が肯定されると否とにかかわらず、当該処分自体が違法となり、原則としてその取消事由となる（仮に、取り消した後に、再度、適正手続を経た上で、同様の処分がなされると見込まれる場合であっても同様である。）。

- ② 理由付記の程度は、処分の性質、理由付記を命じた法律の趣旨・目的に照らして決せられる。
- ③ 処分理由は、その記載自体から明らかでなければならず、単なる根拠法規の摘記は、理由記載に当たらない。
- ④ 理由付記は、相手方に処分の理由を示すことにとどまらず、処分の公正さを担保するものであるから、相手方がその理由を推知できるか否かにかかわらず、第三者においてもその記載自体からその処分理由が明らかとなるものでなければならない。

平成5年11月に制定された行政手続法は、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的」として制定されたものであり、同法は、不利益処分については、行政庁は、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的な処分基準を定め、これを公にするように努めなければならないとしている（同法12条）。

そして、行政庁は、不利益処分をなす場合には、その名宛人に対し、理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合を除き、その不利益処分と同時に当該理由を示さなければならないと定める（同法14条1項）。

ところで、行政庁のなす不利益処分に関して裁量権が認められている場合に、行政庁が同法12条に則って処分基準を定めそれを公表したときは、行政庁は、同基準に羈束されてその裁量権を行使することを対外的に表明したものということができる。

したがって、行政庁が不利益処分をなすには、原則としてその基準に従ってなすとともに、その処分理由の提示に当たっては、同基準の適用関係を含めて具体的に示さなければならないものというべきである。

（最判・平成23年6月7日・田原陸夫（原文ママ）裁判官・補足意見）

（3）（略）

（結論）

以上を本件処分についてみると、不開示とした部分について、不開示の根拠について立証はおろか具体的事実・理由の記載もなく、また、「支障」の程度及び「おそれ」の蓋然性について何ら比較衡量・検討も

していない。さらに、処分庁は、昇格に関する基準に係る部分について、特定職員団体に対して既に情報提供しており、今更不開示とする利益が認められない。

そうすると、前述の判例及び裁判例に照らすならば、本件処分は、行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項本文に違反するとの評価を免れない。そのため、部分開示を取消しの上、全部開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

令和6年5月9日付け（同月10日受付）で、処分庁宛てに、法に基づく保有個人情報開示請求があった。処分庁は、令和6年6月7日付け四通総第53号で法82条1項の規定に基づき、原処分を行った。

本件審査請求は、審査請求人が原処分に不服があることから、当該処分を取り消す旨の決定を求めるとして、令和6年9月11日付けで提起されたものである。

2 原処分について

原処分において一部開示した保有個人情報の名称並びに不開示とした理由は次のとおり。

（1）一部開示した保有個人情報の名称

開示請求者本人の職員調書DB、開示請求者本人の人事管理事務情報DB及び開示請求者本人の人事記録カードの情報

（2）不開示とした部分とその理由

「開示請求者本人の職員調書DB」のうち、昇格に関する基準にかかる部分については、法78条7号へ（原文ママ）の不開示情報に該当するため、一部不開示とした（審査会注：処分庁は、原処分に係る開示決定通知の別紙において、不開示部分として、「開示請求者本人の職員調書DB」のうち、昇格に関する基準にかかる部分」と記載した上で、「開示請求者本人の人事管理事務情報DB」は、これと同一であるため省略する旨を記載しているので、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「職員調書DB」と「人事管理事務情報DB」は名称が異なるものの、記載内容が同一の文書であることから、その趣旨を注意書きとして記載したとのことである。）。

3 本件審査請求人の主張の趣旨等

上記第2の1及び2（ただし、（1）ないし（3）を除く。）と同旨。

4 本件審査請求に対する諮問庁の見解

本件対象保有個人情報は、訓告処分をなすに至った事案について、開示請求者本人の人事情報を記載した文書である。

このうち、昇格に関する基準にかかる部分を開示すると、懲戒処分の量

定等を検討する手法や判断基準を推測され、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法７８条７号へ（原文ママ）の不開示情報に該当する。

なお、審査請求人は、原処分における理由提示の不備を主張しているが、本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」では、開示請求者において、不開示とされた箇所が法７８条各号（原文ママ）の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得る程度に理由が示されており、原処分における理由の提示に不備があるとまでは認められない。

５ 結論

以上のことから、本件審査請求には理由がなく、原処分を維持することが妥当であると考える。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和６年１０月３１日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年１１月１５日 審議
- ④ 令和７年５月１６日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年６月２０日 審議
- ⑥ 令和８年２月２７日 審議
- ⑦ 同年３月１３日 審議
- ⑧ 同年１０月１６日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む複数の保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報につき、その一部を法７８条７号へに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、原処分は、上記のとおり、不開示部分が「法７８条７号へ」に該当するとしているところ、原処分時点において適用されるのは、令和４年４月１日施行の法ではなく、令和５年４月１日施行の法であるため、この点は「法７８条１項７号へ」の誤りであるが、不開示事由の内容は同一であることに照らして、この点の誤りは原処分の効力に影響を及ぼすものではない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報の不開示部分には、昇格に関する基準等に係る内容が記録されていると認められる。

(2) 諮問庁は、不開示部分を不開示とした理由について、上記第3の4のとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 不開示部分は、人事・給与業務担当者のみが知り得る情報であり、これらが開示されることで昇格の判断基準の要素が明らかになり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼすおそれがある。

イ 審査請求人は、処分庁が当該部分を特定職員団体に情報提供した旨を主張するが、そのような事実はない。

(3) これを検討するに、不開示部分は、複数の情報を組み合わせた人事管理に活用される情報であると認められるところ、人事・給与業務担当者のみが知り得る情報であり、不開示部分を開示して、当該情報が明らかになると、人事管理に係る事務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがある旨の上記(2)の諮問庁の説明は、否定することはできない。

そうすると、不開示部分は、法78条1項7号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、原処分の理由提示に不備がある旨主張しているが、諮問書に添付された原処分に係る開示決定通知の別紙には、審査請求人が不開示とされた理由を了知し得る程度には不開示の理由が示されていると認められ、原処分の理由提示に不備があるとは認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条7号へに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1項7号へに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美